

令和4年第3回忠岡町議会定例会における一般質問について

令和4年9月8日

1 質問者

今奈良 幸子 議員

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|-----------|---|-------|
| 教育・福祉について | (仮称)東忠岡地区認定こども園について | |
| | 問1) 工事の進捗状況は順調に進んでいるのか、また園舎移動のスケジュールについて変更などがあるのかお聞きします。 | 担当部長 |
| | 問2) 6月27日に行われた保護者説明会に参加された方々からその後質問、問題点の指摘などはありますか？ | 担当部長 |
| | 問3) 保護者とのコミュニケーションはこれからどのように行っていくのかお考えをお聞きします。 | 担当部長 |
| | 問4) 保護者説明会資料に保育サービスの拡充・子育て支援の充実と書かれているが、具体案があればお示してください。 | 担当部長 |
| | 里親の現状と課題について | |
| | 問1) 本町の里親状況は？(件数など) | 担当部長 |
| | 問2) 子ども家庭支援センターとの連携はどのようにしているのか？ | 担当部長 |
| | 問3) 社会的養育ビジョンを踏まえ、本町としてもっと積極的に取り組んでいくお考えはないか。これからの対応についてお聞きしたい。 | 担当部長 |

2 質問者

北村 孝 議員

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|------------------------------|--|------------------|
| 男性トイレにサニタリーボックス(汚物入れ)の設置について | ・公共施設等に病気や手術、加齢などの理由で使用している尿漏れパットなどを捨てるためのサニタリーボックス(汚物入れ)の設置の取り組みをされよ。 | 町長 又は 担当部長 |

| | | |
|------------------|--|---------------------------|
| <p>空き家対策について</p> | <p>・空き家問題の解決に向けた取り組みが着実に前進している。本町においても6月定例会で附属機関に関する条例の一部改正で「忠岡町空家等対策協議会」を設置される議案が可決されたところである。そこで空き家の除却や修繕だけにとどめず、地域活性化や観光資源等に生かす取り組みをされてはと考えるが。</p> | <p>町長 又は 担当部長</p> |
|------------------|--|---------------------------|

3 質問者

河瀬 成利 議員

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|------------------|---|-------------|
| <p>主権者教育について</p> | <p>① 2015年に公職選挙法が改正され、国政では2016年の参議院選挙から18才選挙権が導入されたが本町の若年層の投票率はどのような状況か。</p> <p>② 投票率や投票の質の向上に向けては、選挙時の啓発だけでなく、常時啓発が重要であります。若者の選挙離れや将来有権者となる子どもたちに対してどのような常時啓発の取り組みがなされているか。</p> <p>③ 本町の小中学校等においては主権者教育についてどのような取り組みがされているか。</p> <p>④ 小中学校の主権者教育については、憲法の内容や政治制度等の理解だけでなく選挙や身近な生活とのかかわりをテーマにした話し合いや体験活動に積極的に取り組むことが大切であることから模擬投票や議会体験など具体的な実践活動を取り入れてはどうか。</p> | <p>担当部長</p> |
| <p>庁舎管理について</p> | <p>① 住民の多くが利用し町のシンボルでもあるシビックセンターについては建設後24年がたち雨漏りなど、劣化による不具合が見られますが、修繕改修等についてはどのような計画を立てられるのか、また駐車場内の消えている白線や、建物横の池、まったく消えてしまっている庁舎案内や町民憲章などの表示板については、その都度必要に応じて整備する必要があると思いますがいかがお考えか。</p> | <p>担当部長</p> |

| | | |
|------------------------|---|-------------|
| <p>子どものネットトラブルについて</p> | <p>② 大規模災害に備えてのシビックセンターの非常用電源の確保（72時間）については早急な整備が求められるがいつ頃を目途に整備されるのか。</p> <p>① 子どものSNSによる誹謗中傷やいじめなどのトラブルについて学校現場ではどのようにして実態把握され、防止策等も含めどのような対応をされているのか。</p> <p>② 子どものオンラインゲームの課金トラブルが増加していますが、このような事がないよう学校や広報などで注意喚起されたい。またこのような事案が発生した場合消費者相談等により、適切なサポートをお願いしたいと思います。</p> | <p>担当部長</p> |
|------------------------|---|-------------|

4 質問者

松井 匡仁 議員

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|----------------------|--|---------------------------|
| <p>忠岡町ごみ処理方針について</p> | <p>① 忠岡町における今後のごみ処理計画について</p> <p>② 泉北環境施設整備組合における広域化について</p> <p>③ 入札（プロポーザル方式）について</p> | <p>町長 又は 担当部長</p> |

5 質問者

三宅 良矢 議員

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|----------------------|---|---|
| <p>地域防犯の取り組みについて</p> | <p>(1) 地域における犯罪行為に対する状況</p> <p>① 落書き問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 忠岡町が管理している建築物等における落書き被害とその対応の現状について。 <p>② ごみ放置問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 楯並橋（旧街道）下における BBQ コンロなどのごみ放置について。 <p>③ 電動キックボードにおける違法運転（無免許・整備不良・無保険）問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 忠岡町や教育委員会の問題認識や、今後の取り組みや啓発などについて。 <p>(2) 現状の有効な対策として防犯カメラの重要性</p> <p>① 既設の町内の防犯カメラの動作チェックはできて</p> | <p>町長 及び 副町長 及び 教育長 及び 担当部長</p> |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| <p>忠岡中学校の生徒支援について</p> | <p>いるか？</p> <p>② 効果的な防犯カメラの設置増設について。</p> <p>① 夏の熱中症予防対策及び運動効率性を高めるため、屋外部活動の筋トレなどにふれあいホールを活用できないか。</p> <p>② 部活動におけるグラブやラケットなどの運動用具の自己負担状況について。</p> <p>③ 不登校生徒の学習状況の確認について。</p> | <p>町 長 及び 副 町 長 及び 教 育 長 及び 担当部長</p> |
| <p>災害対策について</p> | <p>① 設置が義務化されているガス警報器のレンタル代に、200円程度上乗せすることにより、行政の防災無線などと連動できる警報機に代えることができる。既に、大阪市では行政の財政負担なく導入している。本町も災害の通報手段の選択肢のひとつとして、自治体負担なく導入することはできないか。</p> <p>② 災害時の忠岡町内企業（指名登録業者）の協力支援の体制構築について</p> | <p>町 長 及び 副 町 長 及び 教 育 長 及び 担当部長</p> |
| <p>開かれた衆知の集め方について</p> | <p>忠岡町では広く意見を集める仕組みはどの様になっているか。またその相談や意見の内容について公開されているか。</p> <p>また投書箱（いわゆる目安箱）の設置についてどのように考えられるか。</p> | <p>町 長 及び 副 町 長 及び 教 育 長 及び 担当部長</p> |
| <p>審議会に対する見解について</p> | <p>令和4年8月に開催された忠岡町廃棄物減量等推進審議会の専門部会において、委員よりでた質問内容に対し、明確な回答や見解が1か月以上、参加した委員にさえなされない状況で内容の取り組みが次の段階へ移されようとしている。</p> <p>この審議会における委員の質疑に対する回答や見解の在り方は、忠岡町として全うの範疇と考えているか。</p> | <p>町 長 及び 副 町 長 及び 教 育 長 及び 担当部長</p> |

6 質問者

前川 和也 議員

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|-------|---|-------|
| 災害対策 | 他の自治体、各種企業団体と災害協定を多数締結しているが、物的支援以外の協定の必要性について問う。 | 担当部長等 |
| まちづくり | 大阪商工会議所が取りまとめた「グレーターミナミ活性化に向けた調査・提言」より。大阪府南部地域の活性化策が示されたものであるが、本町に関連する部分についてのまちづくりのあり方について問う。 | 担当部長等 |
| 人材確保 | 小規模自治体にとって専門職の確保は困難な状況である。岸和田市と高石市との広域連携の取組を一例として、本町の取組みについて問う。 | 担当部長等 |

7 質問者

小島 みゆき 議員

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|-------------|--|-------|
| コロナワクチンについて | ① 忠岡町の新型コロナの感染状況は。 ② コロナ陽性者への対応は。 ③ コロナワクチン接種の世代別の状況は。 ④ 小児へのコロナワクチン接種の対応は。 | 担当部長 |
| 不登校について | ① コロナ禍での影響は。 ② 不登校児童、生徒についての対応は。 | 担当部長 |

8 質問者

勝元 由佳子 議員

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|----------------|--|-------------------------------|
| 本町の人事行政の問題について | 本町は今年度4月1日付けにて、近隣市職員であった地元町民を地方公務員法（第21条の2第3項）に基づき試験及び選考（面接等）を一切行わずに部長級の一般職職員として採用した。この採用人事について地元町民より「杉原町長と個人的に親しい地元町民を本町の幹部職員として採用することは、杉原町長による町政の私物化ではないか？」との投書が届いた。 副町長等の特別職の公務員の採用・任命とは異なり、一般職の公務員の採用・任命については、地方公務員法上、優秀な人材を広く確保する「能力主義・成 | 町長 又は 副町長 又は 担当部長 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| <p>入札指名業者の選定等に係る問題について</p> | <p>績主義」と、任命権者（首長等）等による情実人事を排除し「人事の公正を確保すること」が大原則とされている。当該職員の採用について情報公開請求等により調査したところ、一般職の公務員である当該職員の採用について、公募によらず特定の人物を“一本釣り”的に部長級の幹部職員に採用したことの妥当性を客観的に示す情報・資料は一切存在しなかった。</p> <p>本町のこうした職員採用は極めて縁故的であると言わざるを得ず、正に地方公務員法が排除しようとしている「任命権者（町長）による情実人事」ではないのか？</p> <p>本町の人事行政について問う。</p> <p>（※ 本質問は、本町の人事行政の問題、職員採用の在り方について問うものであり、当該職員個人に関して何ら問うものではない。）</p> <p>近年の本町の指名業者選定委員会の議事録から見えた問題について問う。</p> <p>1) 大津川河川公園管理委託業務の入札について</p> <p>本案件の令和4年度契約に係る発注（指名競争入札）において、本来であれば本町の規定上、指名業者の数を6社以上として入札を実施すべきであったところ、指名業者選定委員会において指名業者を5社と決定して入札を実施、契約締結を行っていた。</p> <p>本発注案件について問う。</p> <p>2) 指名業者選定委員会の議事録の問題について</p> <p>本町ではこれまで、指名競争入札を実施する際の指名業者選定委員会の議事録を非公開としていたところ、当職が情報公開請求に伴う審査請求を行った結果、令和2年10月よりその議事録が公開となった。</p> <p>しかし、公開となって以降の指名業者選定委員会の議事録を見てみると、公開用に新たに設けたと思われる「会議概要」という定型の様式に、極めて簡略的に必要最低限の情報（開催日時・場所・出席者・結果等）しか記載されておらず、当該委員会において具体的にどのような検討・協議がなされて指名業者が最終決定されたのかや、その業者選定が妥当なものであったのかを判断するために必要な情報など、最も重要かつ住</p> | <p>町 長 又は 副 町 長 又は 担当部長</p> |
|----------------------------|--|---|

| | | |
|---------|--|-----------------|
| 副町長について | <p>民が知るべき情報が記載されていない。これでは、議事録が公開になっても全く意味がなく、実質的には非公開と同じである。</p> <p>現状の指名業者選定委員会の議事録の問題について問う。</p> <p>先の質問2題（本町の人事行政の問題、入札指名業者の選定の問題）や先般の新聞報道された発注情報漏洩問題の件、その他案件等も含め、「副町長がいながら、なぜそのような結果・判断になったのか？」と非常に疑問に、また残念に感じざるを得ない状況が続いているように見受けられる。</p> <p>井上副町長に町政改善を期待していた住民から見た現状について問う。</p> | 町長 及び 副町長 |
|---------|--|-----------------|

9 質問者

是枝綾子議員

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|-----------------------------|---|------------------|
| 忠岡町クリーンセンターの合わせ産廃施設への建て替え問題 | <p>忠岡町は令和6年3月末で、本町クリーンセンターの焼却炉を閉鎖し、令和15年4月竣工予定で公民連携方式・民設民営による産業廃棄物との混焼（合わせ産廃）施設に建替える方針であることが示された。産廃焼却炉は、環境に与える影響が大きいことが問題である。そのうえ、200トン炉のうち、忠岡町の一般廃棄物は20トンに対し、産廃は180トンもの多量である。</p> <p>① このような多量の産廃を焼却することについて、町はどのように認識しているのか。</p> <p>② 町民にはごみの減量化を求めているのに、その9倍もの産廃が忠岡町に持ち込まれるのは、ごみの減量化に逆行するのではないか。</p> | 町長 又は 担当部長 |
| ごみ焼却施設の民設民営の問題について | <p>忠岡町の建替えるあわせ産廃の焼却施設が、民設民営で行われる。経営上、産廃ごみが減れば、全国からかき集めてくることが予想される。</p> <p>① 忠岡町は産廃ごみの量・質をどこまでチェックできるのか。</p> | 町長 又は 担当部長 |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>② 運営を担うSPC（特定目的会社）の収支が悪化すれば、事業からの撤退もありうるのではないか。</p> <p>③ 民間施設のため、住民はどこまで関与ができるのか。</p> | |
|--|--|--|

10 質問者

河野 隆子 議員

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|---------------------------------------|---|------------------|
| 忠岡町のゴミ焼却施設（クリーンセンター）は、広域化で進められるべきである。 | <p>忠岡町は公民連携協定方式、つまり産業廃棄物を含む混焼炉を民設民営で建て替えるという方針を示された</p> <p>① これまで泉北環境整備施設組合との広域を進める方針であったものを、建て替え問題で広域化は膨大な負担がかかってくるからという理由で町は大きく転換された。</p> <p>しかし、町が出した「費用想定」では、広域処理はトン当たり38,168円で、公民連携協定方式はトン当たり31,816円と差が少ないことがあきらかになった。ならば広域化をすすめるべきではないか。</p> <p>② 泉北環境整備施設組合（和泉市・泉大津市・高石市）は、特別地方公共団体である。行政が責任をもって、ゴミ処理を行い住民が関与できるではないか。</p> | 町長 又は 担当部長 |
| 防災対策について | <p>ここ数年、記録的短期間大雨情報が発表されるなど、大雨による被害が各地で発生している。</p> <p>① 大津川の府道堺阪南線付近に出来た中州に大人の背丈を超える草が生えている。大雨が降ったときに、川の流れを阻害する危険があると、住民から不安の声が寄せられている。大阪府に浚渫を要望されること。</p> <p>② 今年3月に忠岡町総合防災マップを作成された。洪水ハザードマップや避難のタイミングが記載されていますが、特に危険な地域には出前講座などで地域に出向き、説明をして、理解してもらうことが、必要ではないか。</p> | 町長 又は 担当部長 |

| | 質 問 の 要 旨 | 質問の相手 |
|---------------|--|--------------------------------|
| 産業廃棄物焼却施設について | <p>【住民説明会について】</p> <p>民設民営でのごみ処理方針が8月3日審議会において、示されたが、住民への説明がないとして、翌4日に党議員団で住民説明会を開くよう申し入れを行った。9月12日に行われる事となった。</p> <p>① 広域化から民設民営への急な方針転換であり、多くの住民に知らされないままである。もっと早く説明会を開く必要があったのではないか。町はどのように考えているのか。</p> | 町 長 又は 担当部長 |
| | <p>【タイトなスケジュールについて】</p> <p>民設民営の案を進める方針が示され、10月には業者への公募を行い、12月には今後40年間の民設民営の相手方と協定書を締結する予定である、と町からの方針が示された。</p> <p>① 住民の中で議論されないまま、事業が進んでいる。協定書を締結する前に、住民の中でしっかり議論する期間も必要である。その為のスケジュールの延長は必要ではないか。</p> | 町 長 又は 教育長 又は 担当部長 |
| 防災について | <p>近年、異常気象による豪雨や、南海トラフ地震や直下型地震などの自然災害の危険性が高まっている。忠岡町では、今年3月にハザードマップが改訂されました。</p> <p>しかし、特に災害弱者である要配慮者への支援が必要となります。</p> <p>① 平成25年に避難行動要支援者名簿が義務付けられている。現在の状況は。</p> <p>② 個別避難計画について、市町村に作成が努力義務化されているが、現在の状況は。</p> <p>③ 子どもが避難できる福祉避難所の設置状況は。</p> | 町 長 又は 担当部長 |